

審査意見書

環境影響評価実施者

都市計画決定権者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

神戸国際港都建設計画道路 1 . 3 . 6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書に関し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 20 条第 1 項の規定に基づく審査意見は下記のとおりである。

平成 20 年 5 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

記

標記の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の観点から審査を行った。

本事業は、神戸淡路鳴門自動車道（垂水ジャンクション）から関西国際空港（りんくうジャンクション）までを結ぶ総延長約 80km の大阪湾岸道路のうち、神戸市東灘区向洋町東（六甲アイランド）～同市長田区駒ヶ林南町（駒ヶ林南）間の延長約 14.5km の区間であり、大阪湾沿岸諸都市を有機的に連絡して、既存幹線道路の交通負荷を軽減し、沿道環境の改善を図ることを目的の一つとしている。

予測・評価の結果については、すべての環境影響評価項目において、環境に及ぼす影響の回避又は低減が図られるとしており、概ね適切と考えられる。

しかしながら、本事業は、既設市街地、文教施設等の近傍を通過する計画であることから、事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するとともに、専門家の指導及び助言を受け、実行可能なより良い技術の導入に努める必要がある。また、下記の点に留意する必要がある。

1 騒音

（1）建設機械の稼動に伴う騒音の影響については、予測を行った 4 地点のうち 3 地点については騒音規制法に基づく規制基準を満足しているが、1 地点では、防音パネルなどの遮音対策を講じることにより規制基準を満足する地点があるため、

当該地域において工事を行うに当たっては、環境監視調査を行い、環境への著しい影響が生じるおそれがある場合は、さらなる環境保全措置を講じること。

(2) 工事用車両の運行に伴う騒音予測7地点のうち2地点については、現地調査において既に現況値が環境基準値を超過している。2地点共に、工事用車両の交通量は、騒音レベルの予測計算上現況値に影響を及ぼさない程度であるが、運行に当たっては、工事用車両の台数制限や作業員への騒音低減のための指導の徹底、渋滞発生時の適切な対応や工事用車両の集中を避ける措置を講じるとともに、環境監視調査を行い、環境への著しい影響が生じるおそれがある場合は、さらなる環境保全措置を講じること。

(3) 供用後の自動車の走行に伴う騒音については、六甲アイランドの予測地点において、遮音壁設置の対策を講じることにより環境基準値を満足することとしているため、遮音壁設置区間について供用後に環境監視調査を行い、環境への著しい影響が生じるおそれがある場合は、さらなる環境保全措置を講じること。

また、ポートアイランドの予測地点において、計画路線への遮音壁設置後も計画路線に併行する既存道路の騒音レベルが大きいことから環境基準値を超過するため、供用後に環境監視調査を行うとともに、既存道路の道路管理者と連携を図りながら、適切に環境保全対策を講じること。

2 動物（底生動物）

計画路線近傍での現地調査の結果、環境省版レッドデータブックで「情報不足(評価するだけの情報が不足している種)」とされている種が確認されていることから、事業実施段階において、専門家の指導及び助言を受け、その生息状況を確認し、掘削工事等により改変を受ける部分に生息が確認された場合は、適切な環境保全措置を講じること。

3 景観

(1) 都市景観については、国際港湾神戸港の航路上に橋梁が位置すること、また、住宅地や文教地区の近傍を通過すること等計画路線周辺の特色に十分配慮しつつ、今後の事業実施段階において、デザインの検討を適切に実施すること。

(2) 景観の検討に当たっては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」を踏まえるとともに、専門家や住民等の意見を幅広く聴取すること。

4 廃棄物等

工事の実施により発生が予想される廃棄物等について、再利用量の増加や再資源化に努め、最終処分量の低減を図るとともに、処分に当たっては、発生量、性状、保管場所、処理方法及び委託先について検討を行い、確実に管理するとともに、適正処理が実施されることを確認すること。

5 その他

- (1) 事業実施段階において、周辺環境の変化等により環境影響評価の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、状況に応じた適切な環境配慮を行うこと。さらに、地球温暖化防止の観点から、再生資材の利用、建設機械等の効率的な稼働やアイドルングストップの励行等環境配慮を行うとともに、太陽光発電等自然再生エネルギーの利活用に努めることが望ましい。
- (2) 環境監視調査については、関係機関と協議を行い適切に実施するとともに、その結果については定期的に公表すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、事前に地元住民に十分説明を行うとともに、住民からの要望・苦情等に適切に対処すること。